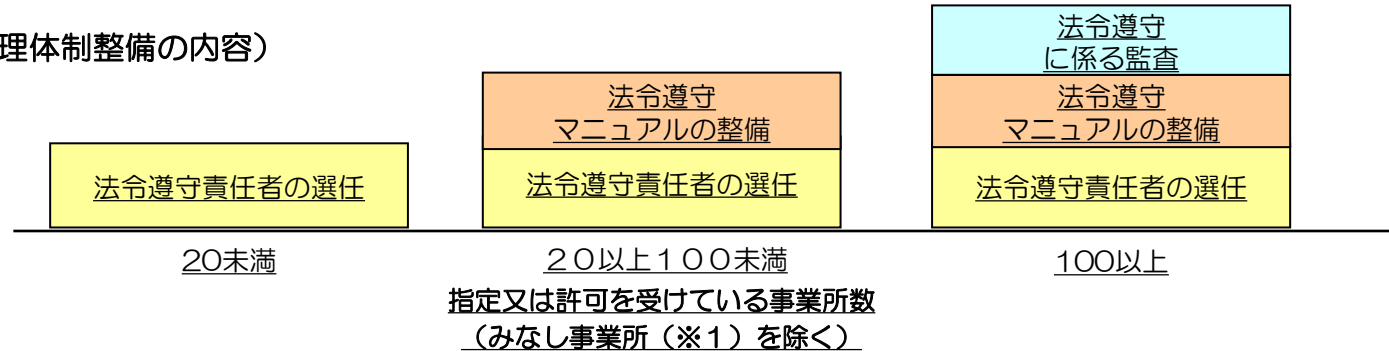


【参考】 介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出①

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のためにその職務を遂行しなければならない。

法第115条の32第1項（抜粋）

指定居宅サービス事業者、・・・（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、・・・に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。



施行規則第140条の39

法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- ① 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- ② 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- ③ 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が100以上の事業者
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。